

令和3年度事業計画
～資源循環システムや社会経済環境の変化への適確な対応
と再商品化事業の着実な遂行～

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

昨年は、わが国を含む世界中で新型コロナウイルスの蔓延により、人々の生命・健康のみならず、社会・経済に歴史的な打撃がもたらされた。

わが国では、ようやく感染拡大防止と社会経済活動の両立に一定の成果を上げ、ウィズコロナの新しいステージに移行しつつある。

こうした状況のもと、容器包装のリサイクルにおいても、外出自粛や在宅勤務に伴い家庭から排出される廃棄物量が増加する一方、国内外の経済低迷により再商品化製品の需要が減少し、再商品化事業者の事業遂行や経営に大きな影響が及んでいる。

また、国を挙げてプラスチック資源循環体制の構築に取り組むことが求められる中、当協会としても容器包装リサイクルの適正かつ持続的な再商品化を実施するとともに、新たな課題にも対応していくことが必要である。

令和3年度においては、様々な要因によって急激な変化が生じ得る国内外の社会経済情勢を念頭におきつつ、プラスチック資源循環施策の基本的方向性を踏まえた具体的な施策（例えば、プラスチック製容器包装とプラスチック製品について、まとめてリサイクルすることや中間処理を一体的に実施すること）の検討と実施に向けた動きを注視し、適時的確に対応していくことを最重要課題として、協会の事業運営を行っていく。

その中では、施策案等に関する協会としての検討、国や関係団体等との協議、容器包装リサイクル制度自体に変更が生じる場合の協会の運営をはじめとする様々な運用面での対応を行うことが想定される。

その他の主要課題としては、まずは、人手不足、輸送費や残さ処理費等のコスト増、再商品化製品の需要減と販売価格下落などにより、再商品化事業者は極めて厳しい経営環境にありその数も減少する中、再商品化事業遂行のための処理能力と事業者を確保することである。離島等の遠隔地を含む全国の市町村から引き取り、排出量が地域毎に大きく異なる分別基準適合物について、それを適正に処理するという当協会のセーフティネット機能を着実に果たし持続可能な再商品化事業とするためには、各地における相応の再商品化事業者の確保が不可欠である。そのため当協会としても日常業務を通じた厳格な管理と同時に、手続き面の負担の軽減や業務に関するアドバイス等の支援等を行う。

このほか、プラスチック製容器包装をはじめとする容器包装の再商品化コストの合理化・適正化に向け、入札制度等の課題を検証し国へ提示するとともに、協会業務の運用上の問題に関する検討・見直しを進める。

また、リチウムイオン電池等が原因と思われる発火・発煙事故の防止に向けた周知活

動や、プラスチック資源循環の具体的施策等に関する情報の収集と分かりやすい発信など広報活動を一層強化する。

分別基準適合物の再商品化の実施という協会の業務を着実に果たすことを前提としつつ、上記事項を令和3年度の重点的な課題と位置づけ取り組んでいくものとする。取り組みに当たっては、国、特定事業者、市町村、再商品化事業者などの関係者の声を踏まえつつ、これら関係者との実効ある連携を構築し具体的に協働していく。

令和3年度の具体的な取り組みについては下記のとおり。

記

1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律*に基づく再商品化の着実な実施

(*以下「容り法」という)

特定事業者等からの委託に基づき、下表①に掲げる“再商品化委託単価”による再商品化委託料金を徴収し、②の特定分別基準適合物の再商品化を着実に実施する。

① 特定分別基準適合物の素材別の再商品化委託単価

素 材		再商品化委託単価 (円/トン) ※消費税は含まず	
		令和3年度再商品化 実施委託単価	令和2年度抛出委託単価
ガラスびん	無色	4,600	0
	茶色	6,400	0
	その他色	17,500	0
PETボトル		4,500	0
紙製容器包装		16,000	0
プラスチック製容器包装		51,000	0

(注) 令和3年度再商品化実施委託単価及び令和2年度抛出委託単価は、令和2年10月に、素材ごとの各事業委員会、総務企画委員会での審議を経て臨時理事会において決定した単価。なお、令和2年度抛出委託単価については、後述の「5.市町村への資金抛出」参照。上記表は、容り法第25条第2項に基づき特定分別基準適合物ごとの委託料金を記載するもの。

② 特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村の分別収集計画に定められた令和3年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し、当該市町村との間で引き取り契約した量とする。

2. 持続可能な再商品化事業の適切かつ効率的な推進

(1) 再商品化事業におけるコストの適正化に向けた取り組み

容器包装リサイクルに係る社会全体のコストの低減、適正化に向けた取り組みを継続する。具体的には、日常的な再商品化事業者からの報告に基づく業務遂行状況の把握や現地検査を通じて、再商品化事業の効率化・生産性向上と再商品化製品の品質改善に向けた取り組みを支援する。

また、プラスチック製容器包装の再商品化については、令和2年度に行った現行入札制度のレビューに基づき、再商品化製品利用事業者のニーズ（製品の安定的供給等）を踏まえ、競争原理が健全に働き特定事業者の理解も得られる制度の実現及び再商品化事業者の安定的な操業に向け、総合的評価（評価項目毎の配点等）について引き続き改善に向けた検討を行う。

(2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

人手不足、輸送費・人件費・設備費等のコスト増、残さの処理先確保難に加え、経済低迷による再商品化製品の需要減など、再商品化事業者の事業環境は極めて厳しい状況にあり、当協会の4素材累計（延べ数）の登録事業者数は、直近10年間で約3分の2（298社⇒204社）になるなど減少傾向に歯止めがかからない。

容器包装リサイクルを持続的に遂行していくためには、全国の市町村からの分別基準適合物引取量に対応した再商品化能力・事業者の確保が必要であり、そのための対策が急務である。具体的には、安定的な操業を支援するため、登録手続等における合理化・簡素化の一層の促進により再商品化事業者の負担を軽減する、安全・環境等に関する再商品化事業者への助言及び提案を拡充する、再商品化製品を利用した製品に関する情報収集・提供を実施するとともに国等に対し製品の販路拡大への支援を働きかける、などの取り組みを行う。

(3) 再商品化事業に関する情報収集・提供

昨年の新型コロナウイルス感染拡大に伴う国内外の社会経済の変動等が、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市町村のそれぞれに及ぼす影響や再商品化に関する市場動向について、日常的な業務報告のみならず、アンケート調査や個別ヒアリング等を通じ、随時把握するように努める。

素材別に固有の取り組みについては、以下のとおり。

- ① ガラスびんでは、受払い月報の精査、再商品化製品の利活用状況の把握に注力するとともに、びんメーカーの生産・販売動向も逐次把握するように努める。
また、ガラスびんカレットを使用した多様な再商品化製品、同利用製品及び用途等について幅広く周知し、ガラスびん引取量の拡大と再商品化製品の高付加価値化を支援する。
- ② PETボトルでは、海外（欧州）の環境関連施策や市場動向等について現地調査を行い適時適切な情報収集、発信に努める。この他、再商品化製品利用事業者を対象としたアンケート調査を実施し、需要や製品に関する課題等の把握に努め

る。

- ③ 紙製容器包装では、令和2年末の中国による古紙輸入の全面禁止の国内古紙市場への影響、特に製紙会社の動向の把握に努める。
- ④ プラスチック製容器包装では、令和元年度に実施した再商品化製品利用事業者アンケート調査を踏まえ、需要サイドの情報やデータの収集・分析を図り、入札制度の改善に向けた検討に有効に活用する。

(4) 分別基準適合物の品質向上に向けた調査と単独収集促進へのアプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の品質改善は、再商品化事業における業務の合理化、効率化に資するばかりでなく、残さ削減による収率の向上、再商品化製品の販売量拡大、新商品開発等にもつながり、再商品化事業者の生産性向上を後押しすることにもなる。そして、これらの向上は特定事業者が支払う再商品化実施委託料の低減にも寄与する。

こうしたことから引き続き、適正なベール(=分別収集したものを圧縮梱包したもの)の品質調査を実施するとともに、同調査に基づく提案や助言等の適切な改善アプローチに努める。

素材別に固有の取り組みについては以下のとおり。

- ① ガラスびんでは、引き続き関係団体と連携の上、市町村を訪問し、残さの削減と品質向上に向けた無色・茶色・その他色の分別収集促進のためのアドバイスや改善要請を行う。それとともに、市民への周知・啓発の強化等による分別の徹底とガラスびんの単独収集の促進を市町村に求める。

また、申込量と引取量実数に乖離の見られる市町村や新規申込の市町村に関しては、現地訪問などにより正確な情報を把握し、円滑な再商品化に資する。

- ② P E Tボトルでは、引き続き「引き取り品質ガイドライン」等の周知徹底を図るとともに、市町村の中間処理場における選別の状況を把握しつつ、P E Tボトルの単独収集の促進に向けた働きかけを行う。
- ③ 紙製容器包装では、前年度にDランクと判定された市町村に対するベール品質調査への当協会の立会いを継続する。また、品質調査等の機会に、市町村から引取量減少に関する原因等をヒアリングし、市民への啓発・広報活動の強化を求める。
- ④ プラスチック製容器包装では、容器包装比率及び破袋度が品質ガイドラインを著しく下回る市町村に、改善計画の立案・実行を依頼し再調査を実施する。

また、リチウムイオン電池等に起因する発火トラブルが平成29年度の56件から令和元年度には301件に急増している状況を踏まえ、引き続き市町村や消費者に混入防止を呼び掛けるとともに、効果を上げている取組事例の紹介や市町村からの個別相談への対応を行う。更に、小型家電製品製造企業による表示の徹底、廃棄時の注意喚起、J B R Cを通じた回収の促進などを関係方面に働きかける。

(5) 再商品化業務の適切な管理と更なる運用改善

再商品化業務を適正に遂行すべく、再商品化事業者の業務状況を月次報告等で常に

確認するとともに、効果的、効率的な現地検査を実施し、適切な管理の継続、強化を図る。また不適正行為通報に対しては、迅速かつ的確な実態確認を行い、適切に対応する。

また、事務局の業務方法・手順に関しては、令和2年度に行った第3回臨時監査（内部監査）により確認された各事業部における業務内容、業務手順の課題点につき着実に改善を進める。

（6）オンライン申し込みの促進による業務の効率化・生産性向上

特定事業者のオンライン申込率はここ数年増加しており、令和2年度再商品化委託申し込みにおいては約70%（元年度は約68%）となった。引き続き、特定事業者からの再商品化委託申し込みのみならず、市町村からの分別基準適合物引き渡し申し込みについて、オンライン利用率の更なる向上を図る。このため特定事業者向け及び市町村向けの説明会等の機会を通じ、オンラインシステム（REINS）の利便性やその利用による事務合理化等のメリットを周知していく。

3. 再商品化事業を取り巻く環境の変化への適時適切な対応

（1）プラスチック資源循環の具体的施策に関する対応

国では、昨年プラスチック資源循環の施策に関する基本的方向性を決定し、その後、具体的な施策について検討が行われている。

その一環として、プラスチック製容器包装とプラスチック製品をまとめてリサイクルすることや、中間処理を一体的に実施することを示しているが、それを実現する場合には現行の容器包装リサイクルの法制度、システムでは対応できない部分があると考えられる。

今後、国及び関係団体と連携を図りつつ協会としての施策に関する対応について検討を行っていく。そのうえで、適正かつ持続可能な容器包装のリサイクルの確保のため、制度自体の変更が生じる場合の協会の運営や、システム改修、規程・契約関連の見直しなど必要に応じ様々な運用面での対応を図る。

（2）輸出入規制や経済状況等の国内外の動向が再商品化事業に及ぼす影響への対応

中国では平成29年12月末から固体廃棄物の輸入規制が段階的に導入され、平成30年12月末からはほとんどのプラスチックくずの輸入が禁止された。代わって東南アジア諸国の同輸入量は増えたものの、日本から海外へのプラスチックくずの輸出総量は、平成30年の約143万トンから令和2年においては約72万トンと3年間で約半分に減少している。

また、本年（令和3年）1月からは、バーゼル条約に基づき、汚れたプラスチックごみの輸出は基本的に行うことが不可能となった。

加えて、昨年の新型コロナウイルス感染拡大は、国内外の経済に甚大な影響を及ぼし、再商品化製品の需要の大幅な縮小、それに伴う製品・原料在庫の積み上り、売上高の減少など、容器包装の再商品化事業者の経営環境も極めて厳しい状況にある。

円滑な事業遂行に資するべく、こうした輸出入規制や国内外の社会経済情勢が、容器包装リサイクルに及ぼす影響等について随時調査、検討を行い可能な対策を講じる

こととする。

具体的には、関係機関（国、自治体、関連団体等）、事業者、調査・研究機関等との交流を通じて、また欧州の調査による現地の実態把握などにより、情報収集に努め、国内外の貿易関連規制や製品の需給状況、市場動向など有用な情報の適時適切な提供・発信を図る。また、得られた情報については、委託単価の設定や業務・運営等において、有効に活用する。

（３）産業廃棄物の処理能力の逼迫に伴う影響への対応

昨今の諸外国における輸入規制による国内滞留廃棄物の増加、あるいは近年頻発している自然災害による災害廃棄物の増加等の影響で、産業廃棄物の処理が追い付かない、もしくは処理費用が高騰し引受先を確保できないという事態が散見される。

令和元年５月には、環境省から都道府県等への通知として、一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の受入れ・処理が要請されたものの、自治体サイドは議会承認や住民への説明等が必要なことなどから実績は上がっていない。

本件は、残さ、すなわち産業廃棄物の処理を伴う容器包装リサイクルにも多大な影響を及ぼしており、実効のあがる対策を引き続き国や関係団体と協議・検討し、適宜国への要請や対策の実施を図る。

4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

（１）不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

- ① 当協会の諸規程を遵守しつつ、不正及び不適正行為に対しては「危機管理規程」「再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程」等に基づく措置を機動的に発動する。

また、年度当初に作成する危機事象未然防止策について、進捗状況を四半期ごとに確認のうえ着実に実行し、危機管理体制を維持、強化する。なお、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、速やかに危機管理委員会を開催し、弁護士など専門家とも連携のうえ、迅速かつ的確に対応する。

- ② 再商品化の実施に当たっては、再商品化事業者のコンプライアンスの徹底を図る。このため、月次報告等による生産実績等の確認、再商品化製品利用事業者からの受領証との照合など報告内容の適正性を確認するとともに、機動的な現地検査や財務状況の把握など多面的な対策を実行し、不適正行為の防止を図る。
- ③ 適格な再商品化事業者を確保すべく、再商品化事業者の登録判定会議において特別監査人による監査を行う。
- ④ 再商品化業務に係る情報漏洩防止に関しては、事務局において秘密情報管理規程や情報セキュリティポリシーそれらに基づく手続きルール等を徹底し、情報を厳格に管理、運用する。
- ⑤ 自然災害などの危機対応として策定した当協会のBCP（事業継続計画）に基づき、REINSバックアップサイト接続の定期的な確認作業を行うほか、事務局行動マニュアルに基づく災害時等の対応について、事務局内での徹底を図る。

(2) 再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

- ① 再商品化義務の不履行特定事業者（＝ただ乗り事業者）のフォローに必要な事業者リストの作成を行い、主務省庁に提供のうえ点検・指導の強化を要請する。また、各省庁及び各省庁の出先機関、更には商工会議所、商工会等からの対象事業者等の情報照会に対しては、迅速かつ的確なフォローを行うとともに、上記事業者リスト作成についてこれら機関の協力を仰ぐ。

なお、当協会と再商品化委託契約を締結したにも拘わらず委託料を支払わない大口の特定事業者には、弁護士名による支払催告や必要に応じて訴訟提起を行うなど、再商品化義務の履行を強く促す。

- ② 再商品化義務には法的に時効がなく、過年度分の遡及申し込みを行おうとする特定事業者に対しては、最長で21年度分（平成12年度から令和2年度）の申し込みを働きかけることとなる。長期にわたる多額の委託料の一括納付が、事業者の義務履行の阻害要因の一つとなっているとの指摘もあることを踏まえ、分割払いの適用など運用面での工夫による義務履行の促進に継続的に取り組む。
- ③ 商工会議所及び商工会等の協力のもと、各地で開催する「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」の内容の一層の充実を図るとともに、より多くの参加を呼びかけ、効果的な容器包装リサイクル制度の浸透を図る。

5. 市町村への資金拠出

(1) 容り法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

容り法第10条の2に定める「市町村への資金拠出制度」に基づき、既定の算出方法により算定される令和2年度の拠出金を、令和3年9月末迄に当該市町村に拠出する。

(2) 有償入札に伴う市町村への資金の拠出

PETボトル及び紙製容器包装等の再商品化委託における有償入札に係る再商品化事業者に対し、与信管理を厳格に行う。また、有償入札による収入については、引き続き、該当する市町村に対し、引取量と有償落札単価に基づき算定した資金を拠出する。

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化

(1) 重要課題（危険物混入トラブル、プラスチック資源循環施策等）に係る周知・広報活動の強化

リチウムイオン電池等の混入による発火トラブルは、容器包装のリサイクル現場に事業継続に影響を及ぼすほどの影響をもたらす事例も見られ、その防止のため、消費者と市町村に向けた周知活動を一層強化していく。加えて、今後の資源循環施策の一つの柱となるプラスチック資源循環の具体的施策について、適時的確な情報収集と情報発信に努める。

(2) 指定法人による再商品化のメリットの明確化と周知

容器包装リサイクルを独自処理により行う市町村が少なからずあり、新たに独自処理を予定する市町村も見受けられる。

こうした中、全国のあらゆる地域をカバーするユニバーサルサービスとスケールメリット、市町村からの分別基準適合物の確実な引き取り、消費者への情報提供、有償入札拠出金の支払いなど、指定法人活用のメリットを引き続き積極的に各種広報ツール等により周知し、普及に努める。

また、独自処理を行っている市町村については、その実態と理由を調査し指定法人ルートのメリット向上に反映させる。

(3) ホームページや機関紙等を通じた分かりやすい情報発信・公開

- ① 特定事業者、市町村、再商品化事業者を主対象に、ホームページ、会報誌、ソーシャルメディア等の多様な伝達手段を通じた効果的かつ合理的な情報発信を行う。
- ② ホームページについては、引き続きQ&A集や容リ法百科事典、再商品化委託申し込みに関する各種情報・データ等の内容の一層の拡充を図りつつ、情報発信の対象を意識した構成、コンテンツ作りを進める。
- ③ 特定事業者に向けては、会議所ニュース（日本商工会議所発行）や経団連タイムスへの令和4年度向け再商品化委託申し込みの広告掲載に加え、当協会評議員団体等と連携した業界別の啓発活動を展開する。

(4) メディアやイベント等を活用した広報活動の積極展開

- ① 新聞・テレビ・雑誌等マスメディアの活用による広報活動を積極的に推進し、容リ法に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う容器包装リサイクル業務の内容等について、社会一般の認知度向上を図る。
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を有効に活用し、引き続き大会組織委員会より「東京2020 参画プログラム」としての認証（無償）を受け、説明会、研修会、展示会等における配布資料、掲示物あるいはホームページ等に、「東京2020 応援マーク」（組織委員会の認証マーク）を付すこと等を通じ、容器包装リサイクル制度の国内外への周知を図る。
- ③ 3R推進関係団体と連携し、相互の機関紙やイベント等を活用した広報活動を実施する。

(5) 容リ協ニュース、年次レポート及び動画による制度等の周知

- ① 「容リ協ニュース」（年3回・各8千部発刊）については、現場訪問等の取材を通じて、リサイクル現場の状況やリサイクルのゆくえ、特定事業者の3R推進への取り組みや市町村及び再商品化事業者における品質向上の事例など、それらがSDGsに寄与していることと併せ、具体的な情報を積極的に発信していく。
- ② 「年次レポート」（1万部発行）は、年度毎の事業実績とその効果などを取りまとめ、再商品化事業関係者のみならずより多くの人々に、当協会の活動を理解し

ていただき、意識の醸成、協力関係の構築・強化を図る。

- ③ 市町村を通じた市民向け啓発活動としては、当協会制作の動画「容器包装リサイクル1分間動画事典」等の、市町村ホームページへのリンクの設定や学校教育現場等での活用を図る。

(6) 各種説明会等による普及・啓発

- ① 再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、各対象に適合した普及啓発活動を実施する。
- ② 国や地方自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、容器包装リサイクル制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物の引き渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図る。

また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所、商工会等事務局の容器包装リサイクル制度担当職員向け研修会へ講師を派遣し、委託契約締結の円滑化や拡大など再商品化事業の促進を図る。

(7) 各種関連事業への後援・協賛等

国や地方自治体あるいは関係団体が主催する容器包装リサイクルをはじめとする環境関連のイベント、事業等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会との連携を図りつつ後援、協賛、協力、出展等を行う。

7. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

再商品化事業の円滑かつ着実な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、消費者、市町村などの関係主体との一層の連携強化を図る。

具体的には、情報連絡会議（構成員：主務省庁、公益社団法人全国都市清掃会議及び当協会）につきその内容拡充を図りつつ定期的に開催するとともに、素材別のリサイクル団体等との情報交換や諸課題に関する検討・意見交換を行う。また、評議員団体、理事団体との意見交換等を通じて一層の情報共有、連携の強化を図り、これらの取り組みを再商品化事業の改善に役立てる。

(2) 海外関係機関との交流促進

今後の容器包装リサイクルの在り方を検討するうえでも、最新の海外の廃棄物、リサイクル事情を把握することは重要であり、諸外国のリサイクル関係機関との交流、情報交換等を適宜行う。また、欧州の廃棄物、リサイクル事情につき視察・調査を実施し、当該国関係機関とのネットワークを構築・強化しつつ情報収集とその的確な発信、再商品化事業・業務への反映等に努める。

また、海外から寄せられる「日本の容器包装リサイクル制度」に関する懇談、ヒア

リング等の依頼については適切に対応し、日本の容器包装リサイクル制度の周知・広報に努める。

8. 事務局における計画的、継続的な人材育成と ICT 活用の促進

(1) 事務局における人材の育成と能力の向上

近年の容器包装リサイクルを取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲が年々拡大してきている。それらに適切に対応していくためには、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得が不可欠であり、計画的、効果的な研修や勉強会の実施等により、人材の育成と生産性の向上に努める。

また、事務局体制、業務分担について検証し、必要に応じ見直しを行う。

(2) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

特定事業者、市町村、再商品化事業者及び消費者等からの意見、要望、提案、クレーム等は、業務改善の重要な手掛かりであり、適宜、これら意見等についての対応と業務への反映を図る。また、再商品化事業者向け「不服申立て窓口」に寄せられた申立てについては、弁護士等と連携し、適切に対応する。

(3) ICT（情報通信技術）活用による業務の生産性向上

引き続き ICT の活用による業務の生産性向上、テレワークを含むワークスタイルの変革に取り組む。具体的には、ポータブル PC 等の活用による業務のペーパーレス化、捺印を不要とする電子決済の導入など合理化を促進するとともに、教育研修の実施などを通じ、役職員の意識変革と ICT の活用の徹底を図る。

9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

(1) ガバナンスの向上

業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、協会業務全体の監査権限を有する「監事」の三者が、各々の役割を十分認識することにより、相互の牽制機能が発揮される体制の維持・整備に努める。また、外部に対する説明責任を果たすべく、適正な情報公開を徹底し、透明性の高い組織運営に努める。

(2) コンプライアンスの徹底

「民による公益の増進」という公益法人制度の趣旨と当協会の目的、責務について、役職員の再認識を促し、事業の適正な運営を確保する。このため、コンプライアンス及びリスク・情報管理の意識向上に向けたセミナーや研修を適宜実施する。

また、当協会「内部監査規程」に基づき、事務局の法令遵守状況に関する書面監査を実施するとともに、令和 2 年度に行った臨時監査に基づく各事業部の業務改善等を引き続き着実に実行する。

以上